

# 室蘭市消費者被害防止ネットワーク No.58

この情報は室蘭市消費者被害防止ネットワークに加入している会員へ配布しています。  
企業・団体など新規会員も随時募集しています。



## 通信販売に「クーリング・オフ制度」は ありません！ 申込み前に必ず、返品・交換条件の確認を！

テレビショッピングなどの通信販売（自分から電話・郵便・インターネット等で申込み取引）では、利用者の増加とともに、「商品が届かない」、「イメージと違った」、「返品や交換ができない」などのトラブルも多く発生しています。



相談員

トラブルにあわないためには、  
どうしたらよいのでしょうか？

通信販売には、無条件で申込みの撤回や契約の解除ができるクーリング・オフの制度がありません。

申込みをする前に、下記の内容をチェックしましょう。



消費者

### 【通販利用の際のチェックポイント】

- 選ぶ 会社概要や所在地、電話番号などをよく確認しましょう。また、一般の価格よりも大幅に安く販売されている商品に注意しましょう。
- 申込み 申込み前に、返品・交換・支払方法・送料などの販売条件をしっかりと確認しましょう。また、振込先が不自然ではないかなどもチェックしましょう。
- 受け取る 商品が届いたら、注文した商品か、破損はないかなど、すぐに確認しましょう。時間が経ってしまうと返品・交換を受け付けてもらえない場合があります。

### 【問い合わせ先】

室蘭市消費者被害防止ネットワーク事務局	消費者被害相談は室蘭市消費生活センターへ
室蘭市幸町 1-2 室蘭市地域生活課内	室蘭市幸町 1-2 室蘭市役所本庁舎 1階
電話 0143-25-2380	電話 0143-25-3100 平日9時～17時